

info@jhu-wing.main.jp<https://jhu-wing.main.jp/>**再度**

10/26 国交大臣に団交申し入れ！

《9/15 団体交渉を申し入れ！》

JHU は解雇争議の早期解決を図るため、2021 年 9 月 15 日に国土交通大臣に対し、団体交渉を申し入れました。

2010 年 1 月、日本航空は政府が関与かつ主導して破綻と再建が行われ、裁判所が認可した更生計画が進められました。そして、2010 年 12 月 31 日、人員削減目標が未達との理由で 165 名（運航乗務員 81 名、客室乗務員 84 名）が整理解雇されました。

国土交通大臣は、航空法に基づき航空運送事業者の「運航の安全」や「事業の運営」等について管理・監督する立場にあり、国土交通省は日本航空の整理解雇を含む人員削減計画を認めた点で重大な責任があります。即ち、国土交通省は、部分的とはいえ人員削減計画に基づく整理解雇について、「現実的かつ具体的に支配・決定できる地位にある者」ということができ、労組法上の「使用者」として、日本航空の解雇争議を解決する責任があり、この問題に関して団体交渉に応じる義務があります。

《9/30 国交省から団交には応じられない旨の口頭回答》

団体交渉申し入れに対する回答の期限であった 9 月 30 日に、国交省から電話で、「整理解雇問題は個別企業の問題であり JAL が対応すべき問題である。行政として対応するのは適切でない」との回答を受けました。

《10/26 再度、団体交渉を申し入れ！》

上記の対応を受け、JHU は 10 月 26 日に、国土交通大臣に対し団体交渉の開催を求めて再度の申し入れを行いました。（内容は裏面参照）

対応した担当者は、「9 月 15 日の要請時に、また 30 日に電話で答えた通りで、文書は受け取れない」としながらも「ただ短時間で話は聞く」との事でした。

よって、その場で団体交渉の再申し入れ文を読み上げ、コピーを手渡しました。

回答期限は「1 週間以内」と伝えています。

JAL 被解雇者労働組合
委員長 山口 宏弥



団体交渉の再度の申入れ

日本航空については、政府主導の下で破綻手続きと再建が行われ、特に監督官庁の立場にある国土交通省が指導・監督をしてきました。

ご承知の通り、解雇争議が10年10か月にも及ぶことから、争議の早期解決に向けて、当労組は9月15日に貴職に対して団体交渉を申し入れました。これは、国土交通省が労働組合法上の使用者にあたることを前提とする申し入れです。これを拒否することは、憲法が保障する労働基本権の侵害にあたりますし、また、労組法7条2号が規定する不当労働行為にあたります。当労組の団体交渉の申し入れに対して、9月30日に航空局の担当者から電話にて、「JALの整理解雇問題は個別企業の問題であり、JALが対応すべき問題である。行政として対応するのは適切でない」とのご回答を受けておりますが、当労組と致しましては納得しておりません。

そもそも2010（平成22）年8月31日に日本航空の更生計画案が提出された際に、「国土交通大臣としてもしっかりと指導・監督を行なっていく」とプレスリリースとしてコメントが出された経緯があります。また、更生計画手続終了にあっても、2011（平成23）年3月28日に国土交通大臣からコメントが出されております。

更に、2012（平成24）年4月11日の衆議院国土交通委員会に於いては、前田武志国土交通大臣（当時）が、「（JALの）解雇問題については、先ほど来申し上げておりますように、やはり両者において円満に、とにかく会社において解決を図っていただきたいという立場で見守っていききたいし、指導もしていきたい、こう思っております」と答弁されております。

以上の経過を見ても、国土交通省には部分的使用者性が存在しており、JALの解雇事件に関する責任があることは明白です。

当労組としましては、改めて貴職に団体交渉の開催を申し入れ、長引くJAL争議の解決に向けて、国土交通省が団体交渉に応じていただくことを再度求めます。国土交通省があくまでも当労組の団体交渉に応じない場合には、労働委員会への不当労働行為救済申し立て等の法的措置を取ることを検討致します。

団体交渉の再度の申し入れに対するご回答は、本書面受領後、1週間以内にお願ひ致します。ご回答がない場合には、団体交渉申し入れを拒否したものとみなします。なお、連絡先は9月15日付で当労組より発信致しましたJHU 発 012 号でお伝えした通りです。

以上

